

府中市建設業者等指名除外要綱

平成13年7月1日 制定

平成15年3月28日 改正

平成22年6月1日 改正

平成28年4月1日 改正

平成28年10月1日 改正

平成30年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札の入札人並びに随意契約の相手方となるため、市長に資格の認定を受けた者(以下「資格者」という。)の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第2条 市長は、資格者が別表の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名除外しようとする者(別表第18号に該当する者を除く。)を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している資格者についても、併せて指名除外するものとする。

3 市長は、工事の請負契約のための指名において、指名除外期間中の者を指名してはならない。入札前において、当該指名除外に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名除外)

第3条 市長は、前条の規定により指名除外を行う場合において、当該指名除外について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人についても併せて指名除外するものとする。

2 市長は、共同企業体又は共同企業体の構成員が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体及びその構成員である資格者(明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。)を指名除外するものとする。

(指名除外の期間)

第4条 指名除外の期間は、それぞれの事案の情状に応じて、別表各号に定める期間の範囲内で市長が定める。

2 指名除外しようとする者(以下「対象者」という。)が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。

- 3 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 指名除外の期間中又は期間満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2号、第9号又は第12号の措置要件に係る指名除外の期間満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ同表同号の措置要件に該当することとなったとき。
- 4 対象者が指名除外期間中に、別表各号の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から当初の指名除外期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を、当初の指名除外期間の残余期間に加算する。
- 5 市長は、対象者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第2項及び第3項の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1までの期間に短縮することができる。
- 6 市長は、対象者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、この期間は最大24か月以内とする。
- 7 市長は、指名除外の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

(指名除外の解除)

第5条 市長は、指名除外の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その資格者について指名除外を解除するものとする。

(処理の決定)

第6条 市長は、資格者の指名除外事由、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知った場合において、指名除外、指名除外期間の変更又は指名除外の解除をしようとするときは、府中市建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、別表第18号の措置要件に基づく指名除外については、審査会を経ないで指名除外を行うことができるものとする。この場合においては、次の審査会においてこれを報告しなければならない。

- 2 前項の審査会の意見を徴する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指名除外しようとする場合は、その可否及び指名除外期間
 - (2) 指名除外期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間
 - (3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否

(指名除外等の決定通知)

第7条 市長は、指名除外したときは、遅滞なく当該資格者に対して、別に定める様式により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名除外の通知をする場合において、当該指名除外の理由が市発注の建設工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(競争入札の参加の制限)

第8条 市長は、条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札において、当該工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても指名除外を受けていない者でなければ、当該工事の入札に参加させてはならない。入札前において、当該工事の入札に関し、現に入札参加資格があると通知している資格者を指名除外したときは、指名除外した者の入札参加資格を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名除外期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、市発注の建設工事に関して、指名除外期間中の資格者が下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外の引継ぎ)

第11条 指名除外の期間中に当該指名除外措置を受けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外措置の期間及び第8条から前条までの規定は、営業を引き継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

(苦情申立て)

第12条 第2条の指名除外を受けた者は、当該措置の期間内に市長に苦情を申し立てることができる。

2 市長は、苦情の申立てがあった場合は、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日（府中市の休日を定める条例（平成元年府中市条例第19号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

3 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第2項の規定による回答をした場合は、苦情申立書及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

5 市長は、第2条の規定による指名除外を受けた者から苦情処理について求められたときは、苦情申立てをすることについて教示しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱は、市が発注する測量及び建設コンサルタント業務の一般競争入札及び指名競争入札の入札人並びに随意契約の相手方となるため、市長に資格の認定を受けたコンサルタント業者等についても適用する。この場合において、要綱(別表

を含む。)中「建設業者」とあるのは「測量及び建設コンサルタント業者」と、「建設工事」とあるのは「コンサルタント業務」と、「工事」とあるのは「業務」と、「請負工事」とあるのは「委託業務」と、「請負契約」とあるのは「委託契約」と、「施工」とあるのは「履行」と読み替えるものとする。

- 2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

附 則（平成15年3月28日告示第49号）
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日告示第78号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月14日告示第26号）
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日告示第204号）
この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第60号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(故意による粗雑工事)</p> <p>1 請負工事の施工に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は設計書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上 12か月以内</p>
<p>(入札妨害)</p> <p>2の1 次の(1)又は(2)に該当するとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(2)の場合を除く。) (2) (1)の場合にあって市と締結した請負契約に係る工事(以下「市発注工事」という。)に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上 24か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>2の2 次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。 (1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(2)及び(3)の場合を除く。) (2) (1)の場合にあって市発注工事に関するとき(3)の場合を除く。) (3) (2)の場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 24か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>3 市の発注する工事の請負契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 12か月</p>
<p>(監督・検査妨害)</p> <p>4 発注工事の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 6か月以上 12か月以内</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>5 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争又は指名競争において、入札参加資格審査申請書など入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不当と認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>

<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>6 次の(1)又は(2)に該当することとなったとき。</p> <p>(1) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) 市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上 6か月以内</p> <p>1か月以上 6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>7 他の号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上 4か月以内</p>
<p>(公衆損害及び工事関係者事故)</p> <p>8 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 市発注工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたときと認められるとき。</p> <p>(2) 一般工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(3) 市発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>(4) 一般工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2か月以上 6か月以内</p> <p>1か月以上 3か月以内</p> <p>2か月以上 4か月以内</p> <p>1か月以上 2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の(1)から(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。</p> <p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 資格者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が中国地方の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8か月以上 36か月以内</p> <p>6か月以上 27か月以内</p> <p>4か月以上 18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が中国地方以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>3か月以上 9か月以内</p> <p>2か月以上 6か月以内</p> <p>1か月以上 3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2か月以上 6か月以内</p> <p>1か月以上 3か月以内</p> <p>1か月以上 2か月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>10 市の発注する工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6か月以上 9か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>11 次の(1)から(6)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 代表役員等及び一般役員等が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1 2か月以上 3 6か月以内</p> <p>1 0か月以上 3 0か月以内</p> <p>8 か月以上 2 4か月以内</p> <p>8 か月以上 2 4か月以内</p> <p>6 か月以上 1 8か月以内</p>

<p>(6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>1か月以上 18か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（(2)から(6)までの場合を除く。）。</p> <p>(2) (1)の場合にあつて、市発注工事に関するとき（(3)、(5)及び(6)までの場合を除く。）。</p> <p>(3) (2)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき（(6)の場合を除く。）。</p> <p>(4) (1)の場合にあつて、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき（(5)及び(6)の場合を除く。）。</p> <p>(5) (4)の場合にあつて、市発注工事に関するとき（(6)の場合を除く。）。</p> <p>(6) (5)の場合にあつて、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p>	<p>認定又は告発をした日から</p> <p>4か月以上 24か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p> <p>6か月以上 24か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>13 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>(指示又は営業停止)</p> <p>14 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により、指示又は営業の停止の処分を受けたとき。</p>	<p>指示又は処分の事実を知った日から</p> <p>1か月以上 12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>

<p>(代理人の禁止)</p> <p>17 この要綱に基づく指名除外を受けている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2か月以上 6か月以内</p>
<p>(営業不振)</p> <p>18 営業不振のため、不渡手形を発行するなど経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から別に通知するまで</p>
<p>(談合関連行為)</p> <p>19 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(談合調査に対する虚偽報告)</p> <p>20 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取において、事実と反する説明を行い、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 3か月以上9か月以内</p>
<p>(外部からの働きかけ等)</p> <p>21 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、市の職員に対して不当な働きかけ等を行い、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

備考 この表の第11号から第13号及び第15号において「業務」とは、当該資格者が営業として行うすべての業務（管理的な業務を含む。）をいう。